

請 願 文 書 表

受理番号	4-1	受理年月日	4.2.10	付託委員会	福祉常任委員会
請願者の住所及び氏名	城陽市寺田今堀 14-28 城陽生活と健康を守る会 岡本 やすよ 城陽市富野乾垣内 20-29 全日本年金者組合城陽支部 滝澤 京一 城陽市寺田市ノ久保 2-59 全日本年金者組合城陽支部 東村 博一 ほか 333人			紹介議員	谷口 公洋
件 名	加齢性難聴者の補聴器購入に係わる補助制度を求める請願書				
要 旨	1、加齢性難聴者の補聴器購入に係わる城陽市独自の補助・支援事業を実施されること。 2、「加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度を創設する」よう国に対する意見書を提出されること。				

日頃より城陽市民の生活・福祉向上の為、尽力されていることに敬意を表します。

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴者に対する補聴器の普及は、健康寿命の延伸、医療費の抑制、事故の防止などに寄与するものと考えます。

補聴器を必要とする高齢者から「補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく利用できない」という悩みが出されています。わが国の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）と極端に低くなっています。その主な理由は、障がい者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器1台5万円～50万円と高額のため日常生活に不便を抱きながら利用を控えている状況です。

欧州諸国は補聴器を「医療カテゴリー」で対応して手厚い公的補助を行っていますが、わが国では「障がいのカテゴリー」で限定的な対応（障がい者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）です。

つまり、補聴器を「医療カテゴリー」の対応とし、中等・軽度の加齢性難聴者に対する公的補助が求められています。全国のいくつかの自治体では、国の公的補助制度が行われていない中で、自治体独自の財政的補助事業を実施しています。

以上のことから下記事項を実現されるようお願いします。

（請願項目）

- 1、加齢性難聴者の補聴器購入に係わる城陽市独自の補助・支援事業を実施されること。
- 2、「加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度を創設する」よう国に対する意見書を提出されること。